

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事からの監査の請求に係る長野県監査委員の監査の結果に基づき長野県知事が講じた措置について、次のとおり通知があったので、同項の規定により、これを公表します。

平成30年 3月29日

長野県監査委員 田 口 敏 子
同 西 沢 利 雄
同 西 沢 昭 子
同 小 池 清

29森政第442号

29コ行第83号

平成30年（2018年） 3月19日

監査委員 田口 敏子 様
同 西沢 利雄 様
同 西沢 昭子 様
同 小池 清 様

長野県知事 阿部 守一

長野県職員の賠償責任に関する監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年2月19日付け29監査第76号で通知のありました「長野県職員の賠償責任に関する監査結果」に基づき、下記のとおり、措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

本日、対象職員に対して、監査結果のとおり、損害賠償請求を行いました。

監査委員事務局